

労働条件明示のルール変更について

三重労働局労働基準部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働条件の明示とは

- 労働契約を結ぶ(更新の場合も含む)際、使用者が労働者に対し、契約期間、就業場所や業務、 労働時間や休日、賃金、退職などに関する事項を明示することです。【労働基準法第15条】
- 労働条件のうち、特定の事項については、書面の交付による明示が必要です。なお、労働者が 希望した場合は、書面の交付によらず、ファクシミリの送信、電子メール等の送信により明示 することも可能です。

労働条件を明示する書面の様式は自由です。厚生労働省では、モデル様式を作成・公開しています。

明示事項 【労基則第5条】

①~⑥(昇給は除く)については、書面を交付して明示しなければなりません。 なお、⑦~⑭については、使用者がこれらに関する<u>定めを設ける場合は、明示す</u> <u>る必要があります。</u>

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する 場合の基準
- ③就業の場所及び従事すべき業務
- ④始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等
- 5賃金、昇給
- 6退職

- ⑦退職手当
- ⑧臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、 賞与及び最低賃金額等
- ⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他
- ⑩安全及び衛生
- ⑪職業訓練
- 迎災害補償及び業務外の傷病扶助
- ⑬表彰及び制裁
- 4休職

2024年4月からの労働条件明示のルール変更について

勞 月 から 変 わ IJ

労働契約の締結・更新のタイミングの 労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

1 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の締結時と更新時

2. 更新上限 (通算契約期間または更新回数の上限) の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

3. 無期転換申込機会

無期転換ルール*に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めの ない労働契約 (無期労働契約) に転換する制度です。

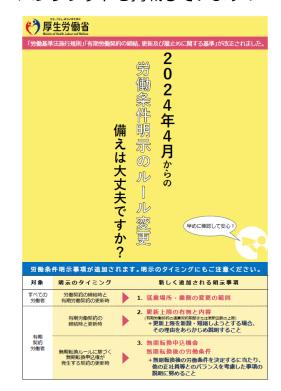
モデル労働条件通知書



電子媒体 はこちら



労働条件明示のルール変更に係るパンフレットも掲載しています!



募集時などに明示すべき労働条件の追加について

水人企業の皆さま



2024 (令和6) 年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます!

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。(※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正)

追加される明示事項

保つ義務があります。

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されまました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)
- ※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する 労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件



LL050628 需02

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり(2024年4月1日~2025年3月31日)
	契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回) …3
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 …②
就業時間	9:30~18:30
休憩時間	12:00~13:00
休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間) 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例 企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円)
賃金	時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定 残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給) (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増資金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動啖煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態:派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に

以下のページに今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。

(厚生労働省 H P 内)



制度改正等について知りたい・困ったときの相談先



- ▶ 働くための色々なルールを知りたい、厚生労働省の最新の情報を集めたい →厚生労働省ウェブサイト
- ▶ 無期転換の取組事例を知りたい、改正に関する就業規則のモデル例を見たい →無期転換ポータルサイト
- ▶ パートやアルバイトなどの有期雇用労働者に必要な措置について知りたい、
 多様な正社員の導入方法を知りたい
 →多様な働き方の実現応援サイト
- ▶ 職業安定法に基づき、募集時等で明示しなければならない労働条件も改正されることについて知りたい →厚生労働省ウェブサイト





- ▶ 今回の制度改正の内容や労働条件明示がされないなど労働基準法違反と 思われる場合の相談先 →都道府県労働局/監督課、全国の労働基準監督署
- ▶ 無期転換ルールに関する事項や労働契約に関する民事上の紛争についての 相談先→都道府県労働局/雇用環境・均等部(室)

